

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 鉄道事業者は、この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(第三項及び第五項において「新令」という)第三十二条第二項の規定が適用される鉄道車両(同項に規定する新幹線鉄道の用に供するものを除く)であつて、次の各号のいずれにも該当するものについて、地方運輸局長に同項の規定の全部又は一部の適用の除外を申請することができる。

一 この省令の施行前に製造に係る契約が結ばれたものであること。

二 令和五年六月三十日前に当該鉄道事業者に引き渡されるものであること。

三 当該鉄道事業者がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものであること。

第二条 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所
- 2 車種及び記号番号
- 3 車両番号

四 使用区間

五 製造に係る契約が結ばれた年月日及び鉄道事業者に引き渡される年月日

六 認定により適用を除外する規定

七 認定を必要とする理由

3 地方運輸局長は、第一項の規定による申請があつた場合において、鉄道事業の円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあることその他の新令第三十二条第一項の規定の全部又は一部を適用しないことを、相当な理由があると認めるときは、同項の規定のうち適用しないこととするものを指定して、その認定をするものとする。

4 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

5 第三項の認定を受けた鉄道車両については、新令第三十二条第二項の規定の全部又は一部(第三項の規定により指定されたものに限る)は、適用しない。

6 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定の取消しを求める申請があつたとき。

二 第四項の規定による条件に違反したとき。

7 前各項の規定は、軌道車両について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第五項中「第三十二条第二項」とあるのは「第三十四条又は第三十五条において準用する第三十二条第二項」と、第一項から第三項まで及び前項中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

○ 國土交通省令第三十八号

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百四十九号)第六十四条第四項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

令和四年三月三十一日
地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第五十四号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

○ 環境省令第十一号
○ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第五十四号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第五十四号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

環境大臣 山口 壮

名　　由　　縦		名　　由　　縦	
様式第 16 (第 48 条第 3 項関係)			
(表面)			
狩 猿 免 状		狩 猿 免 状	
第 第 第 第	号 網 猿 号 わ な 猿 号 第一種統猿 号 第二種統猿	網 わ な 猿 第一種統猿 第二種統猿	住 所
氏 名	年 月 日生	氏 名	年 月 日生
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)により狩猟免許を 与える。 よってこの証を交付する。</p> <p>年 月 日</p>			
都 道 府 縿 知 事 団			
有効期間 年 9 月 14 日まで		有効期間 年 9 月 14 日まで	
備 考			

名　　由　　縦		名　　由　　縦	
様式第 16 (第 48 条第 3 項関係)			
(裏面)			
狩 猿 免 状		狩 猿 免 状	
第 第 第 第	網 わ な 猿 第一種統猿 第二種統猿	住 所	氏 名
氏 名	年 月 日生	氏 名	年 月 日生
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)により狩猟免許を 与える。 よってこの証を交付する。</p> <p>年 月 日</p>			
都 道 府 縍 知 事 団			
有効期間 年 9 月 14 日まで		有効期間 年 9 月 14 日まで	
備 考			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 有効期間は、狩猟免許の有効期限の年月日を記載すること。
 3 備考欄には、狩猟免許に係る条件及び注意事項、氏名及び住所の変更並びに狩猟免許の効力停止
(更新及び再交付の場合にあっては、狩猟免状の原交付年月日並びに更新である旨又は再更新である旨及び再交付の理由)について、その内容を記載すること。

(裏面)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要

- 1 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県知事（管轄都道府県知事）に免許更新申請書を提出しなければならない。
- 2 狩猟免許を受けた者は、住所、氏名など狩猟免状の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく管轄都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の管轄都道府県知事）に届け出て、狩猟免状にその変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 3 狩猟免許を受けた者は、狩猟免状を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは管轄都道府県知事に申請して、狩猟免状の再交付を受けることができる。
- 4 狩猟免状は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、管轄都道府県知事に返納しなければならない。
 - (1) 狩猟免許が取り消されたとき。
 - (2) 狩猟免許が失効したとき。
 - (3) 管轄都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるために狩猟免状の再交付を受けた後において、狩猟期間が満了したとき。
 - (4) 狩猟免状を亡失した時に、管轄都道府県知事に申請し、狩猟免状の再交付を受けた後において、亡失した狩猟免状を発見し、又は回復したとき。
- 5 狩猟免状は、狩猟免許の効力が停止されたときは、管轄都道府県知事に提出してその旨の記載を受けなければならない。

(裏面)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要

- 1 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県知事（管轄都道府県知事）に免許更新申請書を提出しなければならない。
- 2 狩猟免許を受けた者は、住所、氏名など狩猟免状の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく管轄都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の管轄都道府県知事）に届け出て、狩猟免状にその変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 3 狩猟免許を受けた者は、狩猟免状を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは管轄都道府県知事に申請して、狩猟免状の再交付を受けることができる。
- 4 狩猟免状は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、管轄都道府県知事に返納しなければならない。
 - (1) 狩猟免許が取り消されたとき。
 - (2) 狩猟免許が失効したとき。
 - (3) 管轄都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるために狩猟免状の再交付を受けた後において、狩猟期間が満了したとき。
 - (4) 狩猟免状を亡失した時に、管轄都道府県知事に申請し、狩猟免状の再交付を受けた後において、亡失した狩猟免状を発見し、又は回復したとき。
- 5 狩猟免状は、狩猟免許の効力が停止されたときは、管轄都道府県知事に提出してその旨の記載を受けなければならない。

様式第17(第65条第5項関係)

(表面)

<p>注意事項</p> <p>1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。</p> <p>2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。</p> <p>3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。</p> <p>4 国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。</p> <p>5 狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。</p> <p>7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第66条の報告とすることができる。</p>	<p style="text-align: right;">(放鳥獣猟区)</p> <p style="text-align: center;">03 狩猟者登録証</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>第 号</td><td>網 猟</td></tr> <tr><td>第 号</td><td>わ な 猟</td></tr> <tr><td>第 号</td><td>第一種統獵</td></tr> <tr><td>第 号</td><td>第二種統獵</td></tr> <tr><td>年</td><td>月 日</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">都道府県知事 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; float: right; margin-top: -100px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; float: right; margin-top: -100px; margin-left: 20px;"></div> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>備 考</p>	第 号	網 猟	第 号	わ な 猟	第 号	第一種統獵	第 号	第二種統獵	年	月 日
第 号	網 猟										
第 号	わ な 猟										
第 号	第一種統獵										
第 号	第二種統獵										
年	月 日										

様式第17(第65条第5項関係)

(表面)

<p>注意事項</p> <p>1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。</p> <p>2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。</p> <p>3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。</p> <p>4 国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。</p> <p>5 狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。</p> <p>7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第66条の報告とことができる。</p>	<p style="text-align: right;">(放鳥獣猟区)</p> <p style="text-align: center;">03 狩猟者登録証</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>網 猎</td></tr> <tr><td>わ な 猎</td></tr> <tr><td>第一種統獵</td></tr> <tr><td>第二種統獵</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; float: right; margin-top: -100px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; float: right; margin-top: -100px; margin-left: 20px;"></div> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>備 考</p>	網 猎	わ な 猎	第一種統獵	第二種統獵
網 猎					
わ な 猎					
第一種統獵					
第二種統獵					

明治十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

- 備考

 - 用紙の大きさは、やむを得ない場合の除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
 - 放鳥銃獵区の区域のみに係るものについては、その表面に「放鳥銃獵区」と表示するとともに、注意事項の1中「区域内」を「区域内の放鳥獵区の区域内」とすること。
 - 「狩獵者登録証」の前に、登録年度を数字で表示すること。
 - 表面の備考欄には、狩獵免許に係る条件及び注意事項、規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の規定に該当する者として狩獵者登録を受けた場合にあってはその旨、氏名及び住所の変更並びに再交付の場合にあっては狩獵者登録証の原交付年月日及び再交付である旨について、その内容を記載すること。
 - 一種類の狩獵免許のみに係るものについては、その裏面の免許の種類の欄の記載は要しない。
 - 第一種銃獵免許に係る登録を受けた者のうち、装薬銃及び空気銃を使用して捕獲等をした場合の報告については、装薬銃を使用して捕獲等をした鳥獣については左側の報告事項の欄に、空気銃を使用して捕獲等をした鳥獣については右側の欄にそれぞれ記入すること。
 - 捕獲の場所欄については、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号等を記載すること。
 - 裏面の備考欄については、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて（ ）書きするなどその旨を明示すること。

- 備考

 - 1 用紙の大きさは、やむを得ない場合の除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
 - 2 放鳥銃獵区の区域のみに係るものについては、その表面に「放鳥銃獵区」と表示するとともに、注意事項の1中「区域内」を「区域内の放鳥銃獵区の区域内」とすること。
 - 3 「第一種銃獵（第二種銃獵、網又はわな獵）狩獵者登録証」の前に、登録年号を数字で表示すること。
 - 4 表面の備考欄には、狩獵免許に係る条件及び注意事項、規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の規定に該当する者として狩獵者登録を受けた場合にあってはその旨、氏名及び住所の変更並びに再交付の場合にあっては狩獵者登録証の原交付年月日及び再交付である旨について、その内容を記載すること。
 - 5 第一種銃獵免許に係る登録を受けた者のうち、装薬銃及び空気銃を使用して捕獲等をした場合の報告については、装薬銃を使用して捕獲等をした鳥獣については左側の報告事項の欄に、空気銃を使用して捕獲等をした鳥獣については右側の欄にそれぞれ記入すること。
 - 6 捕獲の場所欄については、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号等を記載すること。
 - 7 裏面の備考欄については、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて（ ）書きするなどその旨を明示すること。

附則

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○ 環境省令第十三号
瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の六第九項及び第十二条の七第三項の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四八年総理府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改	正	後
	改	正	前
(事前評価等を要しない場合)			
第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。			
一～三 (略)			
四 次のいずれにも該当すること。			
イ (略)			
ロ 排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用されていない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途での用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排出先を変更すること（当該排水口以外の排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）。			
(指導方針の報告)			
第十一条 法第十二条の三第三項の規定による報告は、指定物質の排出の状況その他参考となるべき事項に関する書類を添付して、指導方針を定め、又は変更しようとする日の三十日前までにするものとする。			
(権限の委任)			
第十二条 法第十二条の五第二項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。			
(新設)			
第十三条 法第十二条の六第九項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。			
(新設)			

- 第十二条 法第十二条の六第九項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。
 養塩類管理計画について、関係府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (新設)
- 第十二条 法第十二条の六第九項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。
 養塩類管理計画の公告